

氏 名 青山 幸子

登録番号 第 12170014 号

事務所名称 青山社会保険労務士事務所

事務所所在地 千葉県柏市柏 1342-26

所属社会保険労務士会 千葉県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和2年3月25日から1年)

処分理由 被処分者は、A社ほか14の申請者の時間外労働等改善助成金・勤務間インターバル導入コースの支給申請に当たり、時間外労働等改善助成金支給申請書及び時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書の証拠書類として、虚偽の振込明細書を作成するなどし、平成31年2月14日及び同月15日に、申請者に関する時間外労働等改善助成金支給申請書及び支給申請時の金額欄に虚偽記載した時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書に振込明細書を添付して東京労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び、同法第25条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。